

教育職員免許状取得の手引

令和4年7月

福岡県教育委員会

～は じ め に～

(必ずお読みください。)

この手引きは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号、以下「施行規則」という。）及び教育職員免許状に関する規則（昭和53年教育委員会規則第5号）の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）の取得方法等について説明しています。

また、この手引きの内容は、一般的なものですので、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部

教職員課管理免許係

TEL 092-643-3894

FAX 092-643-3896